

～市内中小企業者の事業承継を応援します!!～

「助成金」を活用して事業承継を進めませんか？

助成金額：上限50万円(対象経費の2分の1以内 千円未満切捨て)

申請期間：令和8年5月1日～令和9年2月26日まで
[随時、申請を受け付けています]

※予算の都合により、年度途中で受付を終了する場合があります。

対象者

主な要件

- (1) 北九州市内に本社及び事業所を有し、後継者は引き続き市内で事業を営む予定であること。
- (2) みなし大企業にあたらないこと。
- (3) 北九州市税を滞納していないこと。
- (4) 事業承継における譲り手側であること。
- (5) 事業承継が既に行われていないこと又はM&Aに係る最終合意契約等が締結されていないこと。 など

交付要件

- (1) 本助成金の申請は、専門事業者への委託契約締結より前に行うことが必須です。
- (2) 申請を行った日から令和9年3月31日までに支払いが終了する費用であることが必要です。
- (3) 国及び関係団体等から同種の補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。
- (4) 助成金の交付は、年度を問わず1事業者につき1回まで。
- (5) 助成金交付後、市から定期的に進捗状況を確認することに同意すること。

助成対象経費

事業区分	経費区分
事業承継計画の策定等 (親族内、従業員及び第三者承継)	<ul style="list-style-type: none"> ・課題分析(見える化)や経営改善(磨き上げ)等のコンサルティング委託料 ・株価など企業価値の算定委託料 ・相続税・遺産分割等の対策策定委託料 ・事業承継計画の策定委託料 など
M&Aの仲介委託等 ※買い手側の費用は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・M&Aの仲介者やFA(フィナンシャル・アドバイザー)へ支払う手数料(着手金、企業調査手数料、月額報酬、中間報酬、成功報酬等) ・株価など企業価値の算定委託料 など

※消費税・振込手数料、専門事業者に対する顧問料、相談料、官公庁等の手続き及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用等は、対象外です。

申請方法については裏面をご覧ください➡

【お問い合わせ先】

北九州市産業経済局中小企業振興課

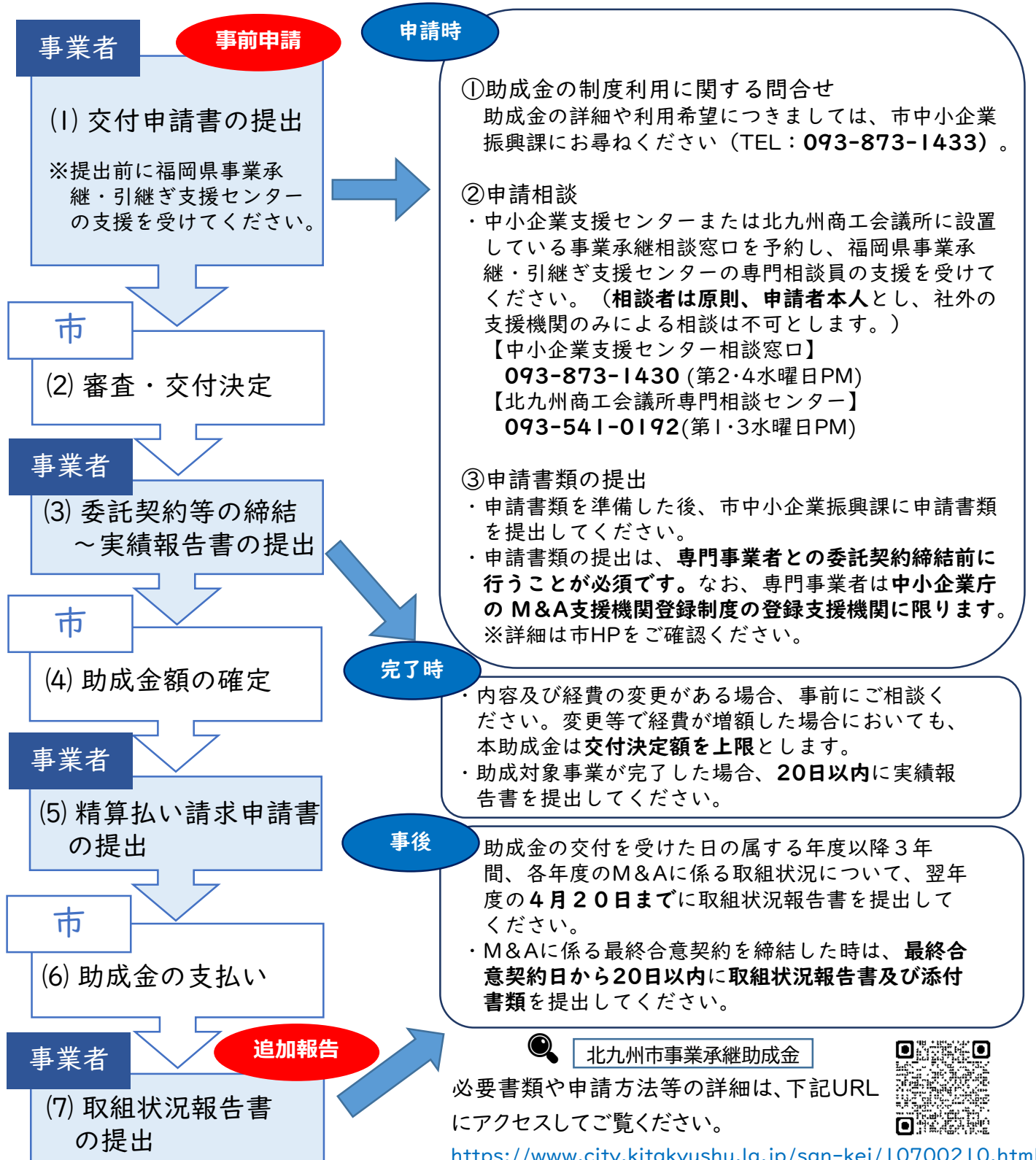
担当：稲益、野口

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号
北九州テクノセンタービル1階

TEL 093-873-1433



北九州市事業承継・M & A促進化助成金 申請手続きの流れ



北九州市事業承継助成金

必要書類や申請方法等の詳細は、下記URLにアクセスしてご覧ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700210.html>



【お問合わせ先】

北九州市産業経済局中小企業振興課

担当: 稲益、野口

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号
北九州テクノセンタービル1階

TEL 093-873-1433

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/san-chuushou.html>

